



みゃ〜く使り

〜宮古家畜保健衛生所〜

令和6年7月発行
沖縄県農林水産部
宮古家畜保健衛生所
宮古島市平良字西里1951
TEL (0980) 72-3321
FAX (0980) 72-6673

令和6年度 宮古島市畜産共進会

令和6年7月13日(土)、宮古家畜市場にて、令和6年度宮古島市畜産共進会が開催され、若雌第1類6頭、若雌第2類10頭、高等登録の部4セットの計24頭が出品されました。

団体賞は、昨年度に引き続き**下地支部**が受賞しました。各類の上位3頭と高等登録群の上位3セットが宮古地区共進会へ出品予定です。出品者の皆さん、関係機関の皆さん、お疲れ様でした！(^ ^)

優秀賞受賞、おめでとうございます！



若雌1類 優秀賞
たいかいとよひめ号 (有)大海さん



父：福之姫 母の父：美津照重

若雌2類 優秀賞
るな号 浜川淳士郎さん



父：福之姫 母の父：美津照重

高等登録群 優秀賞
みにい号(高等) 砂川健治さん



父：美国桜 母の父：百合茂

高等登録群 優秀賞
せいこ号(娘牛) 砂川健治さん



父：安亀忠 母の父：美国桜

人も牛も！熱中症に要注意！！



熱中症になりにくくする対策

- ① 睡眠は7時間以上。前日のオトーリは程ほどに...
- ② 作業前には朝食を。朝食前の早朝農作業の前でもおにぎり、バナナ、ゼリーなどエネルギーになるものを。もちろん朝食はしっかり食べましょう。
- ③ 20分に1回休憩を。疲れる前に休む。乾く前に飲む。
- ④ 日焼け止め、長袖、サングラス。男性でも日差しを気にする時代です！
- ⑤ 複数人での作業を。休憩の声かけ、異常がないかお互い確認しましょう。
- ⑥ 空調服、アイスベスト、速乾性下着、扇風機の活用を。

体内の水分状態チェックリスト

※下記項目に当てはまれば、脱水症状を疑ってください！

- 握手をすると、手が冷たい。
- 口がゆがみ、うまく話せない。
- 水をうまく飲めず口からこぼれる。
- 手の甲をつまんで3秒以上形が戻らない。



水分補給に「水」だけは危険

水だけ飲み続けると、体液濃度を一定に保つため過剰な水を尿として排出します。体の水分量が十分に回復できない現象（自発的脱水）が起こります。

参考：大塚製薬

500mlの水に

塩ひとつまみ！

大量の水分と適度な塩分・糖分のバランスが大切です。

カフェインの多い飲料（コーヒー、レッドブルなどエナジードリンク）やアルコールは、利尿作用があるため注意！



牛も熱中症対策を！

脱水防止対策



- ① 綺麗で熱くない水を不断給水に。
直射日光にさらされているウォーターカップに水を溜めっぱなしにすると、お湯になって飲みにくい&コケ発生の原因に。
カップに穴が開いていて牛が飲みにくくなっていないか？確認を。
- ② 牛が飲みやすい方法(容器)を考えましょう。
カップは牛が飲みやすい高さ、向きになっているか？
餌や糞、虫が浮かんでいる等汚れていないか？こまめな掃除を。
少しの汚れでも水を飲めなくなる牛がいます。
- ③ 牛が求める十分な水量を確保。
自分でカップから水を出せない牛がいます。
水の出し方を教える、カップに水を貯めた状態にするなど対策を。

飼育環境改善

- ① 牛舎内外の暑熱対策 風通しよく、牛舎内の熱を放散しやすい環境作りを！
- ② ヨロイを落とし、牛体清掃

ヨロイの付着は、感染症誘発、被毛の発育阻害、皮膚の損傷、体表での温度調節の阻害の要因に。

*少しでも熱放散しようとウォーターカップなどを汚染する

*分娩後の子牛の下痢を誘発する原因となる 可能性も！！

負の連鎖！



だから・・・

牛の“**全身冷却**”を兼ねて

牛体清掃で“**ヨロイ落とし**”を！

ヨロイを落とすのがセリ直前だと、毛が抜けたり皮膚を傷つけてしまう可能性があるため、時間的な余裕をもって取り組みましょう。

繁殖農家の皆さんが愛情をかけて育てあげた牛は、商品であり作品です。

削蹄や牛体清掃を行い、“万全の状態での出荷”をお願いします

粗飼料価格高騰緊急対策事業とは

肥育牛（経産肥育含む）・乳用牛が対象

事業概要

【事業概要】 近年の原油価格の高騰、円安等により、粗飼料価格が高騰しており、畜産経営を圧迫しているため、輸入粗飼料の乾牧草及び稲わらの購入価格の一部を補助することで、飼料価格高騰の影響を緩和し、畜産経営の維持を図る。

事業期間：令和5～6年度

総事業費：令和5年度6億2千万円
令和6年度2億1千万円

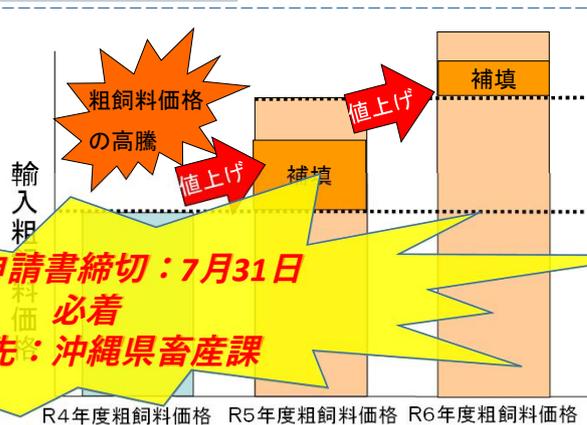
輸入粗飼料を購入し、令和4年度に食肉処理施設に出荷実績があること

年度毎の取組

R5～6年度

輸入粗飼料価格差補填（酪農・肥育牛を飼養している農家）

イメージ図



計画・申請書締切：7月31日 必着
提出先：沖縄県畜産課

R5～6年度実施内容

【内容】

県内畜産農家の粗飼料購入費の一部を補助する

【対象】

県内酪農・肥育牛を飼養している農家

事業実施の目的・効果

【目的】

粗飼料費の一部を補助することで飼料価格高騰の影響を緩和し、農家の経営維持に努める。

【効果】

生産コストの大部分を占める飼料費の低減による畜産経営の安定化

お悩みご相談ください！地域サポート窓口設置しました。

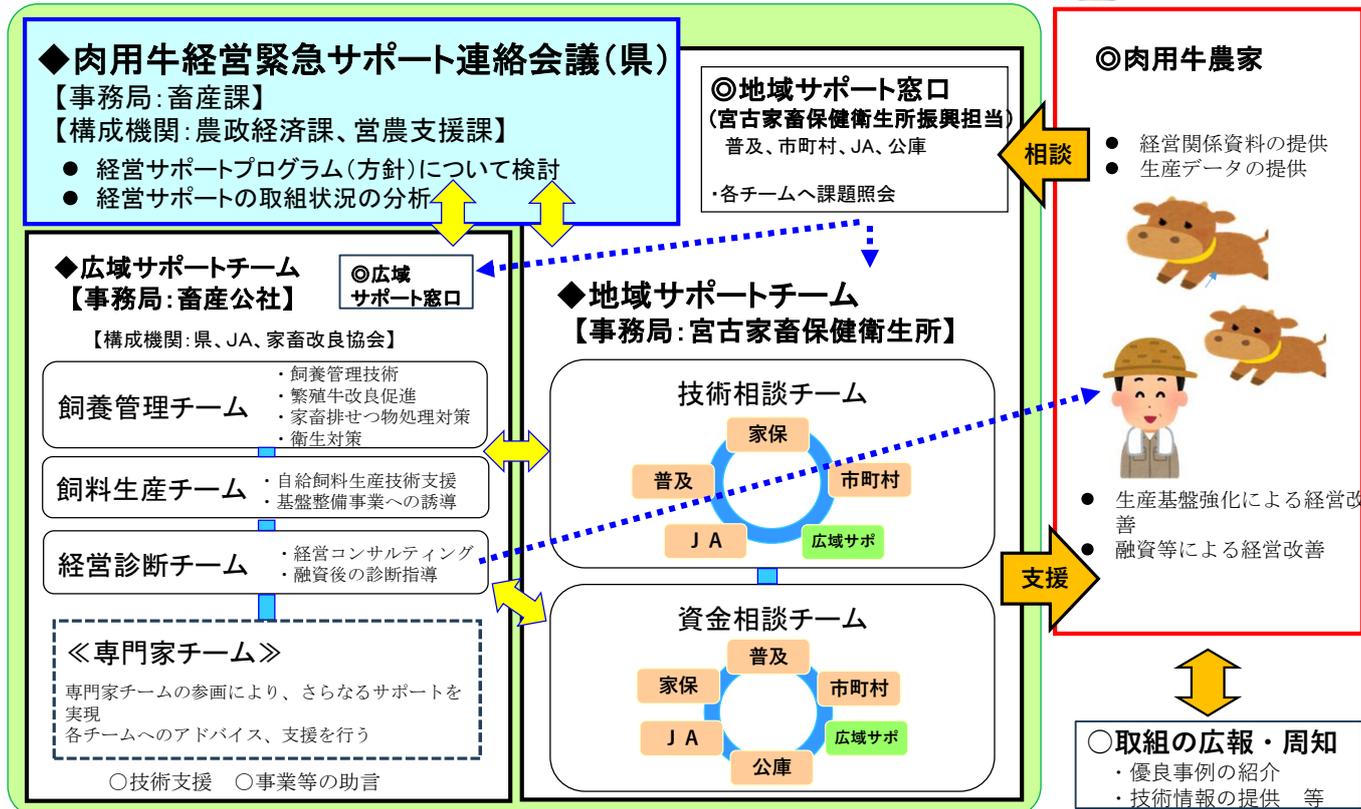
お申し込みは宮古家畜保健衛生所振興担当まで

肉用牛経営緊急サポート体制スキーム図

配合飼料価格の高止まり、子牛価格の低迷継続による困難な経営状況が続いている中、農家の様々な相談に対応すべく、相談窓口を開設し、サポート体制を整える。



お悩み相談窓口があれば。。。



自分の経営に係る排せつ物（糞尿）の量を把握しましょう

家畜排せつ物法の管理基準と記録について

管理基準とは？

管理基準は、家畜排せつ物を処理や保管（管理と呼びます。）する際に、まもっていただく必要がある基準です。すでに平成16年11月1日から適用されています。

適用対象者は？

一定規模以上の家畜を飼養する畜産農家や事業者が対象になります。

～管理基準の適用対象規模～

牛： 10頭以上

豚： 100頭以上

鶏： 2,000羽以上

馬： 10頭以上

※上記数字は飼養する家畜の頭羽数

管理基準の内容は？

1 管理施設の構造設備に関する基準

- ア ふんなど固形状の家畜排せつ物を管理する施設は、**床を不浸透性材料**（コンクリートなど汚水が浸透しないもの）で築造し、**適当な覆いと側壁**を設けること
- イ 尿やスラリーなど液状の家畜排せつ物を管理する施設は、**不浸透性材料で築造した貯留槽**とすること

2 管理の方法に関する基準

- ア 家畜排せつ物を、**管理施設で管理**すること
- イ 管理施設の**定期的な点検**を行うこと、管理施設の破損を**遅滞なく修繕**すること、装置の**維持管理を適切**に行うこと
- ウ 家畜排せつ物の**年間の発生量、処理の方法、処理の方法別の数量**について**記録を行う**こと

Q: 家畜排せつ物の発生量等の記録はどうすればいいの？

家畜排せつ物の発生量を正確に把握することは難しい面があります。このため、簡便な方法で記録していただけるように様式が定められています。

次ページ以降の様式を参考にして下さい。記録したものは次回まで保存しておきましょう。

記入様式（乳用牛、肉用牛、豚、馬）

記入様式（乳用牛）

※白い欄の中の該当部分に数字を記入します。

令和 年度 家畜排せつ物の発生量等に関する記録
(記入日:令和 年 月 日)

1. 年間の家畜排せつ物の発生量 (単位:t/年)

種類	平均的な飼養頭数(頭) ① ※頭数を記入します。	1頭当たり排せつ物量 ※以下の数字は、標準的な量として設定されたものです。		1年当たり排せつ物量 ※頭数(①)と1頭当たり排せつ物量(②、③)を かけ算して求めます。		
		ふん ②	尿 ③	ふん ④ (①×②)	尿 ⑤ (①×③)	合計 ⑥ (④+⑤)
搾乳牛		16.6	4.9			
乾・未経産牛		10.8	2.2			
育成牛		6.5	2.4			
合計		-	-			

注1) 平均的な飼養頭数は、12月末日現在の頭数又は当該年と前年の12月末日現在の平均頭数等を用いて下さい。

2. 処理の方法及び処理の方法別の数量

処理方法	割合 ※発生量を10割とした場合の処理方法別の 大まかな割合を記入します。	
	ふん	尿
① 自家処理し、自己の経営内で利用	割	割
② 自家又は経営外で処理し、経営外で利用	割	割
③ 浄化処理施設で処理	割	割
④ 焼却施設で処理	割	割
⑤ その他() ()	割	割
合計	10割	10割

注1) ②は、たい肥センター等の共同処理施設、耕種農家等へ譲渡したものについて記入して下さい。

注2) ふん尿混合で処理を行っている場合や固形物として処理している場合はふんの欄に、液状物として処理している場合は尿の欄に記入して下さい。

注3) 割合は、過去1年間の処理方法に基づいて記入して下さい。

記入様式（豚）

※白い欄の中の該当部分に数字を記入します。

令和 年度 家畜排せつ物の発生量等に関する記録
(記入日:令和 年 月 日)

1. 年間の家畜排せつ物の発生量 (単位:t/年)

種類	平均的な飼養頭数(頭) ① ※頭数を記入します。	1頭当たり排せつ物量 ※以下の数字は、標準的な量として設定されたものです。		1年当たり排せつ物量 ※頭数(①)と1頭当たり排せつ物量(②、③)を かけ算して求めます。		
		ふん ②	尿 ③	ふん ④ (①×②)	尿 ⑤ (①×③)	合計 ⑥ (④+⑤)
肥育豚		0.77	1.39			
繁殖豚		1.20	2.56			
合計		-	-			

注1) 平均的な飼養頭数は、12月末日現在の頭数又は当該年と前年の12月末日現在の平均頭数等を用いて下さい。

2. 処理の方法及び処理の方法別の数量

処理方法	割合 ※発生量を10割とした場合の処理方法別の 大まかな割合を記入します。	
	ふん	尿
① 自家処理し、自己の経営内で利用	割	割
② 自家又は経営外で処理し、経営外で利用	割	割
③ 浄化処理施設で処理	割	割
④ 焼却施設で処理	割	割
⑤ その他() ()	割	割
合計	10割	10割

注1) ②は、たい肥センター等の共同処理施設、耕種農家等へ譲渡したものについて記入して下さい。

注2) ふん尿混合で処理を行っている場合や固形物として処理している場合はふんの欄に、液状物として処理している場合は尿の欄に記入して下さい。

注3) 割合は、過去1年間の処理方法に基づいて記入して下さい。

記入様式（肉用牛）

※白い欄の中の該当部分に数字を記入します。

令和 年度 家畜排せつ物の発生量等に関する記録
(記入日:令和 年 月 日)

1. 年間の家畜排せつ物の発生量 (単位:t/年)

種類	平均的な飼養頭数(頭) ① ※頭数を記入します。	1頭当たり排せつ物量 ※以下の数字は、標準的な量として設定されたものです。		1年当たり排せつ物量 ※頭数(①)と1頭当たり排せつ物量(②、③)を かけ算して求めます。		
		ふん ②	尿 ③	ふん ④ (①×②)	尿 ⑤ (①×③)	合計 ⑥ (④+⑤)
2歳未満		6.5	2.4			
2歳以上		7.3	2.4			
乳用種		6.6	2.6			
合計		-	-			

注1) 平均的な飼養頭数は、12月末日現在の頭数又は当該年と前年の12月末日現在の平均頭数等を用いて下さい。

2. 処理の方法及び処理の方法別の数量

処理方法	割合 ※発生量を10割とした場合の処理方法別の 大まかな割合を記入します。	
	ふん	尿
① 自家処理し、自己の経営内で利用	割	割
② 自家又は経営外で処理し、経営外で利用	割	割
③ 浄化処理施設で処理	割	割
④ 焼却施設で処理	割	割
⑤ その他() ()	割	割
合計	10割	10割

注1) ②は、たい肥センター等の共同処理施設、耕種農家等へ譲渡したものについて記入して下さい。

注2) ふん尿混合で処理を行っている場合や固形物として処理している場合はふんの欄に、液状物として処理している場合は尿の欄に記入して下さい。

注3) 割合は、過去1年間の処理方法に基づいて記入して下さい。

記入様式（馬）

※白い欄の中の該当部分に数字を記入します。

令和 年度 家畜排せつ物の発生量等に関する記録
(記入日:令和 年 月 日)

1. 年間の家畜排せつ物の発生量 (単位:t/年)

種類	平均的な飼養頭数(頭) ① ※頭数を記入します。	1頭当たり排せつ物量 ※以下の数字は、標準的な量として設定されたものです。		1年当たり排せつ物量 ※頭数(①)と1頭当たり排せつ物量(②、③)を かけ算して求めます。		
		ふん ②	尿 ③	ふん ④ (①×②)	尿 ⑤ (①×③)	合計 ⑥ (④+⑤)
馬		8.4	1.8			

注1) 平均的な飼養頭数は、12月末日現在の頭数又は当該年と前年の12月末日現在の平均頭数等を用いて下さい。

2. 処理の方法及び処理の方法別の数量

処理方法	割合 ※発生量を10割とした場合の処理方法別の 大まかな割合を記入します。	
	ふん	尿
① 自家処理し、自己の経営内で利用	割	割
② 自家又は経営外で処理し、経営外で利用	割	割
③ 浄化処理施設で処理	割	割
④ 焼却施設で処理	割	割
⑤ その他() ()	割	割
合計	10割	10割

注1) ②は、たい肥センター等の共同処理施設、耕種農家等へ譲渡したものについて記入して下さい。

注2) ふん尿混合で処理を行っている場合や固形物として処理している場合はふんの欄に、液状物として処理している場合は尿の欄に記入して下さい。

注3) 割合は、過去1年間の処理方法に基づいて記入して下さい。



みつばち ふそ 蜜蜂の腐蛆病検査について

腐蛆病検査は、家畜伝染病予防法第5条第1項の規定に基づき、県全体の清浄性を確認するため、農場で飼養する蜜蜂が検査対象となります。

なお、県外出荷前の腐蛆病検査および陰性証明書の発行は出荷先で求められますので、出荷2週間前までに家畜保健衛生所までご連絡ください。（証明書の有効期間は原則30日間）

定期検査

- ・原則、年1回

出荷前検査

- ・出荷前の腐蛆病検査と陰性証明

検査方法

- ・臨床検査
- ・細菌検査（必要と判断した場合のみ）

検査手数料：70円/群

※検査証明書を希望する場合は、別途400円/件

蜜蜂を飼養している皆様へお願い



養ほう振興法第3条に基づく飼育届を提出してください。
飼育開始時および毎年1月に、住居地のある市町村に提出お願いします。
趣味で蜜蜂を飼育する場合を含む、全ての飼育者が対象です。



家畜保健衛生所の実施する腐蛆病の定期検査（家伝法第5条）を受けてください。



飼養する蜜蜂に対して適切な衛生管理をしてください。
病気から養蜂場を守るには、蜂群をこまめに観察し、病気の早期発見と拡散防止に努めることが大切です。腐蛆病等の自主検査や出荷（移動）等の記録をしましょう。

蜜蜂に異常があれば家畜保健衛生所に通報してください。
伝染病の疑いがあると判断した場合には、立入検査を実施します。

宮古家畜保健衛生所：☎72-3321

! R5年2月、管内の養蜂場にて^{ふそ}**腐蛆病の発生**がありました。また、陰性でしたが昨年度も腐蛆病の疑いが確認されました。**衛生管理の徹底と定期的な内検**の実施で発生予防に努めましょう。

腐蛆病とは

細菌によってみつばちの幼虫（蛆）が腐る病気で、家畜伝染病予防法において法定伝染病に指定されており、以下の2種類があります。



家畜疾病カラーアトラスから引用

<アメリカ腐蛆病>

- 成蜂数が減少。有蓋幼虫が死亡。
- 有蓋巣房がまばらになり、陥凹した蓋が多くみられる。
- 腐蛆は有蓋巣房内の下面に固着。
粘着性あり（糸を引く）。
- 異常臭（膠臭）あり。色調は白色～茶色～黒褐色。



家畜疾病カラーアトラスから引用

<ヨーロッパ腐蛆病>

- 無蓋幼虫が死亡。
- 腐蛆は体内が溶けているが崩れず、潰すと水っぽい。
- 粘着性なし（糸を引かない）。
- 異常臭（酸臭）あり。色調は汚白色～灰褐色。

治療法はなく発症蜂群は法により巣箱ごと焼却処分となります。

発生があった場合、半径2 km以内の全ての蜂群が移動禁止、場合により全てが焼却処分になります。自分の蜂だけではなく、近隣の養蜂家の蜂群も焼却処分になる可能性があります。腐蛆病発生蜂群は焼却し、本病の蔓延を防止します。アメリカ腐蛆病の予防は抗生物質製剤（ミロサマイシン）が実用化されていますが、抗生剤ですので、使用上の注意と休薬期間（採蜜できない期間）を守って使用してください。

その他疾病

家畜伝染病予防法において以下の4種類が届出伝染病に指定されています。



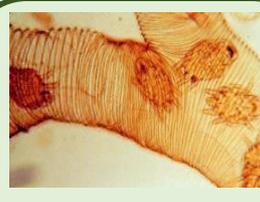
<チョーク病>

- ハチノスカビの感染が原因。飼育環境が悪化した場合に発生しやすい。



<バロア病>

- ミツバチヘギイタダニ寄生による吸血が原因。幼虫の奇形などを引き起こす。



<アカリダニ症>

- アカリダニの気管内寄生が原因。蜂群の弱勢化や成蜂の死亡率の増加など。



<ノゼマ病>

- ミツバチノゼマ原虫の感染が原因。下痢で巣箱が異常に汚れる。